

一般財団法人栃木県教育福祉振興会 特定個人情報等管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この管理規則は、個人情報、個人番号（以下「マイナンバー」という。）及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いに関し、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、一般財団法人栃木県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）が保有する特定個人情報等について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、振興会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この管理規則で使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、以下のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2) マイナンバー（個人番号）

番号法第2条第5項が定める住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

マイナンバー（マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 特定個人情報等

個人情報、マイナンバー及び特定個人情報を併せたものをいう。

(5) 個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。

(6) 特定個人情報ファイル

マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(7) マイナンバー関係事務

番号法第9条第3項の規定によりマイナンバー利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項又は第2項の規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度でマイナンバーを利用して行う事務をいう。

(8) 本人

マイナンバーによって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(9) 役職員

振興会の組織内にあつて直接間接に振興会の指揮監督を受けて振興会の業務に従事している者をいい、雇用関係のある職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員のみならず、評議員、理事、監事、派遣職員等を含む。

(10) 事務取扱担当者

振興会において、特定個人情報等を取扱う事務に従事する者をいう。

(11) 管理区域

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

(12) 取扱区域

特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

第2章 特定個人情報等の取得

(利用目的の特定、変更)

第3条 特定個人情報等を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 特定個人情報等の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 特定個人情報等の利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的の通知等)

第4条 特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式等で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

(特定個人情報の取得の制限)

第5条 マイナンバーの取得については、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集しないものとする。

(マイナンバーの提供の求めの制限)

第6条 マイナンバーの取得については、番号法第19条各号に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、マイナンバーの提供を求めないものとする。

(本人確認)

第7条 本人又はその代理人からマイナンバーの提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。ただし、代理人からの提供における本人確認は、その代理人の責任において行う。

第3章 特定個人情報等の利用

(利用目的外の利用の制限)

第8条 第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を取り扱わないものとする。

2 合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って特定個人情報等を取得した場合は、継承前における当該特定個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報等を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を取り扱うことができるものとする。

(1) 番号法第9条第4項の規程に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第9条 番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第4章 特定個人情報等の保管

(保管)

第10条 番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、特定個人情報等を保管しないものとする。

(データ内容の正確性の確保)

第11条 第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

第5章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の第三者提供)

第12条 番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。

2 グループによる共同利用の場合は、共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称などについて、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状況におくものとする。ただし、マイナンバーが含まれる情報の提供は行わないものとする。

第6章 特定個人情報等の削除・廃棄

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第13条 特定個人情報取扱責任者は、不要になった特定個人情報等及び保存期限を経過した特定個人情報等は、適正な方法によって廃棄又は削除するものとする。

2 マイナンバー関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。ただし、そのマイナンバー部分を復元できない程度にマスキング又は削除した場合には、保管を継続することができるものとする。

第7章 安全管理措置

第1節 総則

(特定個人情報等の安全管理)

第14条 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために、第2節から第5節に定める措置を講ずるものとする。

第2節 組織的安全管理措置

（組織体制）

第15条 特定個人情報等の管理責任者は理事長とする。

2 特定個人情報の事務取扱責任者は事務局長とする。

3 特定個人情報の事務取扱担当者は各部署において特定個人情報等が記載された書類等を受領する担当者とする。

（管理責任者の責務）

第16条 特定個人情報等の管理責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 事務取扱責任者からの報告徴収及び助言・指導
- (2) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する教育・研修の企画
- (3) その他特定個人情報等の安全管理に関する事項

（事務取扱責任者の責務）

第17条 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の管理
- (2) 特定個人情報等を取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
- (3) 特定個人情報等の管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
- (4) 特定個人情報等の取扱状況の把握
- (5) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督
- (6) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の実施
- (7) 特定個人情報等管理責任者に対する報告
- (8) その他所管部署における特定個人情報等の安全管理に関する事項

（事務取扱担当者の責務）

第18条 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「削除・廃棄」又は委託処理等、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、この管理規則及びその他の内部規程並びに事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法若しくは個人情報保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、この管理規則若しくはその他の内部規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

3 各部署においてマイナンバーが記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、マイナンバーの確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元にマイナンバーを残してはならないものとする。

（運用状況の記録）

第19条 事務取扱担当者は、この管理規則に基づく運用状況を確認するため、以下の項目を記録するものとする。

- (1) 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- (2) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (3) 書類・媒体等の持出しの記録
- (4) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、作業内容等）の記録

（取扱状況の記録）

第20条 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、別途定める様式「個人情報等取扱簿」

を用いて、以下を記録する。なお、個人情報等取扱簿には、マイナンバーは記載しないものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 利用目的
- (3) 提出先
- (4) 責任者、担当者
- (5) 保存期限
- (6) 削除・廃棄状況

(情報漏えい等事案への対応)

第21条 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生又は兆候を把握した場合に、必要に応じて、適切かつ迅速に以下の対応を行う。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (3) 再発防止策の検討及び決定
- (4) 事実関係及び再発防止策等の公表

(苦情対応)

第22条 特定個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、事務取扱責任者とする。

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第23条 事務取扱担当者は、年1回以上及び必要に応じて特定個人情報等の取扱状況について、点検を実施する。

2 事務取扱責任者は、前項に定める点検等の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第3節 人的安全管理措置

(役職員の監督・教育)

第24条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の安全管理のために、役職員に対する必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

(役職員の義務)

第25条 振興会の役職員又は役職員であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した役職員は、その旨を特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。
- 3 この管理規則に違反している事実又は兆候を把握した役職員は、その旨を特定個人情報等事務取扱責任者に報告するものとする。
- 4 特定個人情報等事務取扱責任者は、前2項による報告の内容を調査し、この管理規則に違反する事実が判明した場合には遅滞なく管理責任者に報告するとともに、関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(委託先の監督)

第26条 特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を振興会以外の者に委託するときは、委託先において番号法及び個人情報保護法等に基づき振興会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行

うものとする。

- 2 振興会は、特定個人情報等の取扱状況を確認するため、別途定めるところに従い利用実績及び取扱状況を記録するものとする。
- 3 振興会は、委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託した場合には、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

第4節 物理的安全管理措置

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第27条 特定個人情報ファイルを取り扱う管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれ以下のとおりの安全管理措置を講ずる。

(1) 管理区域

入退管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限

(2) 取扱区域

壁又は間仕切り等の設置、又は事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

第28条 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の安全管理措置を講ずる。

- (1) マイナンバーの記載された別途定める様式「個人番号（マイナンバー）提出用紙」並びにその情報が記録された電子記憶媒体等は、金庫内の鍵付き引き出しに保管する。開閉は特定個人情報等事務取扱責任者が行い、開閉記録はマイナンバー事務関連事項担当者が行う。
- (2) 前号に定める以外の書類等については、金庫内へ保管し、背表紙等に内容物を明記する。
- (3) 機器を使用して特定個人情報ファイル进行操作する間、機器をセキュリティワイヤー等により固定する。
- (4) 電子記憶媒体はパスワードによる保護が可能な機種を使用し、適時パスワードを変更する。

（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

第29条 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外に持ち出す場合、以下の措置を講じる。

- (1) 持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、又は施錠できる搬送容器を使用する。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。
- (2) 特定個人情報等が記載された書類等は必要な安全措置を講じて持ち出す。

（マイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄）

第30条 マイナンバーを削除又は廃棄する際には、以下に従って、復元できない手段で削除又は廃棄する。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又はマイナンバー部分を復元できない程度のマスキングを行う。
 - (2) 特定個人情報等が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行う。
 - (3) 特定個人情報ファイル中のマイナンバー又は一部の特定個人情報等を削除する場合、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できない手段で削除する。
- 2 マイナンバー又は特定個人情報ファイルを削除した場合、若しくは電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

第5節 技術的安全管理措置

（技術的安全管理措置）

- 第31条** 事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。
- 2 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。
 - 3 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じる。
 - (1) 振興会の情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
 - (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入する。
 - (3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
 - (4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。
 - 4 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路の暗号化を行うように努める。

第8章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

（特定個人情報等の開示等）

- 第32条** 本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 振興会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 特定個人情報等に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

（特定個人情報等の訂正等）

- 第33条** 本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規程により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
 - 4 前第2項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を

説明するよう努めるものとする。

（特定個人情報等の利用停止等）

第 3 4 条 本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データが第 8 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 4 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、又は第 1 2 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。

ただし、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき又は第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 前条第 3 項及び第 4 項は本条に準用する。

第 9 章 雑則

（雑則）

第 3 5 条 この管理規則を実施するための必要な事項は、理事長がこれを定める。

（その他）

第 3 6 条 この管理規則の実施に必要な規程等は、別途定めるものとする。

附 則

この管理規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。